

平成30年度東京都における「特定建築物定期調査報告実務講習会」
質疑応答

番号	質問	回答
1	特定天井について 調査項目では、内部に分類されているが、 軒天など外部に面する特定天井も、対象と して扱ってよいか。	この場合の扱いについては、所管の特定 行政庁にご相談ください。
2	大臣認定等の建築物で、その資料がない場 合、大きな「要是正」となる可能性がある が、どう対処したらよいか。	国土交通省の認定等に関する帳簿 (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_00004_2.html)等を参考に、認定等を受けて いることを、可能であればその内容等 (認定の種別やさらに個別の内容)を 確認の上、所管の特定行政庁にご相談 ください。